

今後の温室効果ガスインベントリの審査について

1. 今後のインベントリ審査について

京都議定書第 1 約束期間（2008～2012 年）においては、京都議定書第 7 条 1 に基づき、温室効果ガスインベントリに加え、京都議定書第 3 条 3 及び 4 に基づく吸収量等の補足情報を毎年提出しており、提出された情報に対しては、京都議定書第 8 条審査において専門家審査チームがその正確性や透明性等をチェックし、不適切と判断された場合には排出・吸収量の再計算等の措置（京都議定書第 5 条 2 に基づく「調整」）が実施されていた。

我が国は第 2 約束期間には参加しない（第 2 約束期間の削減目標を持たない）ことから、2013 年度以降の温室効果ガス排出・吸収量が審査対象とされる 2015 年以降に提出するインベントリについては、気候変動枠組条約の下でのインベントリ審査を受けることとなることが想定されたが、我が国のように京都議定書締約国でありつつ、第 2 約束期間の削減目標を持たない国に対する上記の京都議定書第 7 条 1 に基づく補足情報の報告ならびに京都議定書第 8 条に基づく審査の運用について、2015 年 12 月に COP21（フランス・パリ）と同時に開催された CMP11（京都議定書第 11 回締約国会合）において、下記のとおり決定された¹。

- 京都議定書第 7 条 1 に基づく**補足情報は引き続き提出（義務）**。
- 提出されたインベントリ及び補足情報は、**京都議定書第 8 条審査に供される**。ただし、排出量の過小推計といった問題があった場合に専門家審査チームが強制的に排出・吸収量の再計算を行う**第 5 条 2 の「調整」は適用されない**。
- 第 2 約束期間の初期割当量を確定するための**初期割当量報告書の提出及び初期審査は適用されない**。

従って、我が国が次回 2016 年 4 月に提出予定の 2016 年提出インベントリ（1990～2014 年度の排出・吸収量）については、従来どおり、京都議定書第 8 条の下で専門家審査チームにより審査されることとなる。

なお、2015 年提出インベントリ（1990～2013 年度の排出・吸収量）については、排出・吸収量を報告するためのアプリケーションである CRF レポーターの開発遅延のため、締切までに完全なインベントリを提出できなかった国が大半であったこと等から、条約に基づくインベントリ審査は 4 カ国しか実施されていない（京都議定書第 8 条に基づく審査は審査ガイドライン未採択だったため未実施）。2015 年提出インベントリについては、2016 年提出インベントリと併せて審査が実施される予定²。

¹ <http://unfccc.int/resource/docs/2015/sbsta/eng/127a01.pdf>, <http://unfccc.int/resource/docs/2015/sbsta/eng/127a02.pdf>

² <http://unfccc.int/resource/docs/2015/sbsta/eng/130a01.pdf>

表1 京都議定書第1約束期間及び第2約束期間における
温室効果ガスインベントリに対する審査の比較（日本の場合）

京都議定書第1約束期間（2008～2012年） 日本等の参加国に対する審査	京都議定書第2約束期間（2013～2020年） 日本等の不参加国に対する審査
<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第8条審査ガイドライン（22/CMP.1）に基づいて審査。条約の下での審査は京都議定書第8条審査に包含される形で実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書第8条審査ガイドライン（22/CMP.1）に基づいて審査。条約の下での審査は京都議定書第8条審査に包含される形で実施される。
<ul style="list-style-type: none"> 第1約束期間の開始に先立ち、2007年に初期割当量計算のための初期審査を実施。基準年排出量が過大推計されていないかをチェック。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2約束期間の初期割当量を確定するための初期割当量報告書の提出及び初期審査は適用されない。
<ul style="list-style-type: none"> 第1約束期間（2008-2012年）のインベントリについては、直近年排出量の過小推計がなされていないか等をチェック。 排出・吸収量がIPCCガイドラインに則っていない、もしくは直近年排出量が過小推計されている等と専門家審査チームが判断した場合は、「<u>潜在的問題（potential issue）</u>」として同定し、対象国に排出・吸収量の再計算及び再報告を要請することが可能。再計算及び再報告が実施されなかった場合は、<u>京都議定書第5条2に基づき、専門家審査チームが強制的に対象国の排出量を再計算することが可能（京都議定書第5条2に基づく「調整」）</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 排出・吸収量がIPCCガイドラインに則っているか、直近年排出量が過小推計されていないか等をチェック。 排出量の過小推計といった問題があった場合に専門家審査チームが強制的に排出・吸収量の再計算を行う<u>京都議定書第5条2の「調整」は適用されない。</u>

表2 各インベントリ審査ガイドラインの概要

	京都議定書第8条 年次インベントリ審査ガイドライン (22/CMP.1)	UNFCCC 改訂インベントリ審査ガイドライン (13/CP.20)
実施頻度	毎年	毎年
審査対象	・年次インベントリ ・京都議定書第7条1の補足情報 (京都議定書第3条3,4に基づく吸収量、京都メカニズムによるユニットの情報等)	・年次インベントリ
実施主体	UNFCCC 名簿の専門家から構成される専門家審査チーム (ERT)	UNFCCC 名簿の専門家から構成される専門家審査チーム (ERT)
審査の形式	机上審査 集中審査 訪問審査 (約束期間中最低1回)	机上審査 (多くとも3年に1回) 集中審査 訪問審査 (少なくとも5年に1回)
審査の優先的な着眼点	-	<u>キーカテゴリー、過去の審査で勧告を受けた領域、計画された改善の進捗、再計算、総排出量のレベル/トレンドに影響のある課題</u>
問題の同定及び実施上の疑義	ERT が約束の達成に影響しうる潜在的問題 (potential problems) を同定。この潜在的問題が一定期間内に解決されない場合、実施上の疑義 (question of implementation) として報告書に記載され、遵守委員会に送付される。	ERT が各種ガイドラインとの整合性や透明性・一貫性・比較可能性・完全性・正確性といった観点から問題 (issues) を同定。 <u>同一の問題点が連続した3回の審査で同定され、かつその問題点に対処されない場合は、審査報告書の中に目立つ形で記載。</u>
排出量の調整プロセス	あり (基準年排出量の過大推計、または直近年排出量の過小推計(吸収量の過大推計)が同定された場合は、潜在的問題のリストとしてまとめられ、締約国に排出・吸収量の再計算を要請。再計算がなされない場合は、ERT が排出・吸収量を算定) 我が国のように、京都議定書締約国でありつつ、第2約束期間の削減目標を持たない国には適用されない。	なし